

多治見市公益通報者保護法による外部公益通報の取扱いに関する要綱

多治見市公益通報者保護法による通報の取扱いに関する要綱（平成19年告示第123号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、多治見市に対する公益通報者保護法（平成16年法律第122号。

以下「法」という。）第3条第2号及び法第6条第2号に定める公益通報（以下「外部公益通報」という。）を受け付け、適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法に定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この要綱の適用範囲は、次に掲げるところによる。

- （1） 公益通報者 法に定めるところによる。
- （2） 通報対象事実 法に定めるところによる。

（外部公益通報の対応体制）

第4条 公益通報対応業務は、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する課等（以下「所管課」という。）にて行う。

- 2 公益通報対応業務を統括する責任者（以下単に「責任者」という。）は、所管課の長をもって充てる。
- 3 公益通報対応業務従事者は、所管課に属する職員をもって充てる。
- 4 外部公益通報に係る総括は総務課が所管し、総務課の法務を担当する職員は外部公益通報に係る相談等に応じるものとする。

（外部公益通報）

第5条 外部公益通報は公益通報申出書（別記様式）又はこれに準じた様式にて行い、その提出方法は郵送若しくは持参による書面、電子メール又はファックスによることとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合にあっては、口頭により外部公益通報を行うことができる。この場合において、公益通報者は、公益通報申出書に記載すべき事項を陳述し、その内容を記載した公益通報申出書に署名しなければならない。

- 3 匿名による通報は、実名による通報と同様に取り扱う。この場合においては、公益通報対応者は、公益通報者が特定できない連絡手段の利用に配慮するものとし、この要綱に定める公益通報者への通知等を行わない。

第6条 外部公益通報は、当該外部公益通報に係る責任者及び公益通報対応業務従事者（以下「公益通報対応者」という。）が受け付ける。

- 2 責任者は、外部公益通報を受け付けたときは、公益通報者に通知するとともに、総務課長に回議するものとする。
- 3 各課等の長は、通報対象事実について本市が処分又は勧告等をする権限を有しないにもかかわらず外部公益通報がなされたときは、公益通報者に当該処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。
- 4 各課等の長は、通報の内容が通報対象事実該当しない等の外部公益通報に該当しない通報を受けた場合にあっては、その旨を通報者に教示するものとする。

（調査の実施）

第7条 外部公益通報を受け付けた責任者は、正当な理由がある場合を除き、必要な調査を実施するものとする。

- 2 責任者は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、公益通報者に通知するものとする。ただし、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合は、この限りでない。
- 3 責任者は、調査を終了したときは、その結果を速やかに取りまとめ、公益通報者に対し通知するものとする。ただし、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合は、この限りでない。
- 4 責任者は、外部公益通報に係る公益通報対象事実に関係する者を当該外部公益通報の事務処理に関与させてはならない。

（是正措置等）

第8条 所管課は、外部公益通報に係る調査の結果、通報対象事実があると認めたときは、必要な処分又は勧告等（以下「是正措置等」という。）を行うものとする。

- 2 是正措置等をとった所管課は、その内容を公益通報者に対し通知するものとする。ただし、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合は、この限りでない。

(秘密保持等)

第9条 公益通報者の特定につながり得る情報については、調査等の対象となる事業者に対して開示してはならない。

2 あらかじめ公益通報者から明示の同意を得た場合を除き、公益通報者の特定につながり得る情報を公益通報対応者以外に開示してはならない。

3 前項に規定する同意は、所管課が公益通報者に対し、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について説明した上で取得するものとする。

第10条 職員は、外部公益通報（事前の相談も含む。）に関する秘密を漏らしてはならない。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）